

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般			条文	ユニット型		
申請者		介護保険法 107	病院, 診療所 ※条例委任されていない。			介護保険法 107	病院, 診療所 ※条例委任されていない。		
基本方針		1の2	①長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ②入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。 ③地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			38	①入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		
			療養病床を有する病院	療養病床を有する診療所	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院		療養病床を有する病院	療養病床を有する診療所	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
人員基準	従業員の員数			常勤換算1以上	医療法上必要とされる数以上(1人は当該病棟を担当)	同左			
		医師							
		薬剤師	医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上	—	医療法上必要とされる数以上				
		栄養士		—	医療法上必要とされる数以上				
		看護職員 (看護師, 准看護師)		常勤換算で入院患者数6人に対し1以上	常勤換算で入院患者数4人に対し1以上 (大学病院等は3人に1人以上)				
		介護職員			入院患者数6人に対し1人以上				
		理学療法士, 作業療法士	施設の実情に応じた適当数	—	作業療法士:1以上(専従常勤)				
		介護支援専門員		1以上					
		精神保健福祉士 (またはこれに準ずる者)		1以上(入院患者数合計100人に対し1以上) ただし、入院患者の処遇に支障がなければ、他の業務にも従事できる。					
その他		—	—	1以上(専従常勤)					
			従業者は専従の者。 ただし、ユニット型を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。						

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般			条文	ユニット型		
			療養病床を有する病院	療養病床を有する診療所	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院		療養病床を有する病院	療養病床を有する診療所	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
設備基準	ユニット	3～5	1室4床以下			39～41	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：1人(サービスの提供上必要と認められる場合は2人) ・いずれかのユニットに属し、共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・1ユニットの入居定員：おおむね10人以下。 		
			床面積：6.4㎡以上／人				床面積：10.65㎡以上／人(2人の場合は21.3㎡以上を標準)		
			—	—	病棟の床面積：18㎡以上／人		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットに属さない病室を改修した場合、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・ブザーまたはこれに代わる設備をつける 		
			居室のある階ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの				<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属し、ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・床面積：2㎡×ユニットの入院患者定員 以上を標準 ・必要な設備及び備品を備えること。 ・食堂とみなす。 		
			居室のある階ごとに居室に近接して設け、ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したもの				病室ごとか、共同生活室ごとに適当数設け、身体の不自由な者が使用するのに適したもの		
			身体の不自由な者が入浴するのに適したもの				入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いもの		
			(患者が使用し、病室に隣接する廊下)1.8m以上 ※両側に居室がある場合は2.7m以上				※大学病院等は2.1m以上		
			40㎡以上 必要な器械、器具を備える				機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備える		
			—				60㎡以上 専用の器械、器具を備える		
			入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する				—		
			—				合計で2㎡以上／人 ダイルームは食堂としても使用可		
			1㎡以上／人				—		
			必要な設備を設ける。				2		
			同左						

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

		条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	6	①あらかじめ、患者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等患者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、患者の同意を得て、提供を開始する。 ②患者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい	50 (6準用)	同左
	提供拒否の禁止	6の2	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	50 (6の2準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	6の3	患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	50 (6の3準用)	同左
	受給資格等の確認	7	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスの提供に努める。	50 (7準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	8	①要介護認定を受けていない患者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	50 (8準用)	同左
	入退院	9	①長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、サービスを提供するものとする。 ②入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。 ③患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。 ④医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。 ⑤患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	50 (9準用)	同左
	サービス提供の記録	10	①入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 ②提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	50 (10準用)	同左

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

	条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	12	<p>①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、当該サービスに係る施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 居住に要する費用 三 入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 前各号に掲げるもののほか、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの <p>④前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>⑤あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。(ただし、③一～四までに掲げる費用に係る同意については、文書によるもの。)</p>	42	同左
	13	<p>法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。</p>	50 (13準用)	同左
	14	<p>①施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>②施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>③懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</p> <p>④当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>⑤前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>⑥自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	43	<p>①入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>②各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>③入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>④入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>⑤サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>⑥ 左④と同じ</p> <p>⑦ 左⑤と同じ</p> <p>⑧ 左⑥と同じ</p>

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	計画の作成	15	<p>①管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>②入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>③適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>④アセスメントに当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>⑤入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>⑥サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>⑦計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。</p> <p>⑧計画を入院患者に交付しなければならない。</p> <p>⑨計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。</p> <p>⑩モニタリングに当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定期的に入院患者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 <p>⑪以下の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入院患者が要介護更新認定を受けた場合 二 入院患者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 <p>⑫ ②～⑧は、⑨に規定する計画の変更について準用する。</p>	50 (15準用)	同左

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

	条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	16	<p>医師の診療の方針は、以下によるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。</p> <p>一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。</p> <p>二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。</p> <p>三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。</p> <p>五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。</p> <p>六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p> <p>七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p>	50 (16準用)	同左
	17	<p>入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。</p>	50 (17準用)	同左
	18	<p>①入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>②1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>③入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>④おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>⑤褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>⑥前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>⑦その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>	44	<p>①各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>②入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>③入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>④入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>⑤おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>⑥褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>⑦前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>⑧入院患者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>
	19	<p>①栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</p> <p>②その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>	45	<p>①栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>②入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>③入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>④入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

	条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	その他のサービスの提供	20	①適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 ②常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	46 ①入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 ②同左
	患者に関する市町村への通知	21	次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。 二 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	50 (21準用) 同左
	管理者の管理	22	①医師は、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。(当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第十二条第二項(兼任管理の制限)に基づく許可を受けた場合を除く) ②管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。	50 (22準用) 同左
	管理者の責務	23	①従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。 ②従業者に運営基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	50 (23準用) 同左
	計画担当介護支援専門員の責務	23の2	15条以外に以下の業務を行う。 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 三 苦情の内容等を記録すること。 四 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	50 (23の2準用) 同左
	運営規程	24	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入院患者の定員 四 入院患者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかななければならない。	47 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入院患者の定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかななければならない。

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	勤務体制の確保等	25 ①入院患者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	48	①入院患者に対し、適切な介護サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ③当該ユニット型施設の従業者によって介護サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する介護サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
	定員の遵守	26 入院患者及び病室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	49	ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	非常災害対策	27 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	50 (27準用)	同左
	衛生管理等	28 ①入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ②当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	50 (28準用)	同左

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般	条文	ユニット型
運営基準	協力歯科医療機関	28の2	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	50 (28の2準用) 同左
	掲示	29	施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービス選択に関する重要事項を掲示しなければならない。	50 (29準用) 同左
	秘密保持等	30	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ③居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかななければならない。	50 (30準用) 同左
	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	31	①居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	50 (31準用) 同左
	苦情処理	32	①入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	50 (32準用) 同左
	地域との連携等	33	①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 ②その運営に当たっては、提供したサービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	50 (33準用) 同左

◆指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般	条文	ユニット型	
運営基準	事故発生の防止及び発生時の対応	34	<p>①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>②入院患者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>④入院患者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	50 (34準用)	同左
	会計の区分	35	指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	50 (35準用)	同左
	記録の整備	36	<p>①従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>②入院患者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 施設サービス計画</p> <p>二 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状態及びに緊急のやむを得ない理由の記録</p> <p>四 市町村への通知に係る記録</p> <p>五 苦情の内容等の記録</p> <p>六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	50 (36準用)	同左